

特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当

8月11日(木)より
更新手続きを受付けます

■所得状況届について■

各手当を引き続き受給するには「所得状況届」の提出が必要です。所得状況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、下記書類をお持ちの上、必ず期間内に提出いただきますようお願いします。

手当の種類	対象者	支給制限	提出書類・手当額
特別障害者手当	重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方	(1)入所、または病院に入院している場合 (2)本人・扶養義務者の所得が一定額を超える場合	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当所得状況届 <input type="checkbox"/> 年金・手当等の収入金額がわかるもの 【月額 26,340円】
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の方		<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当所得状況届 【月額 14,330円】
経過的福祉手当	20歳以上の従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できない方		<input type="checkbox"/> 所得状況届（特別障害者手当と同じ） <input type="checkbox"/> 年金・手当等の収入金額がわかるもの 【月額 14,330円】
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に一定の障がいがある児童を養育している方		<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当所得状況届 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 申請時使用の印鑑 【重度障がい 月額 50,550円】 【中度障がい 月額 33,670円】
必要書類を添えて、南部町福祉事務所(健康管理センターすこやか内)まで提出してください。 《提出期間》 8月11日～9月9日 (午前8時30分～午後5時15分)			

【申請などの問合せ先】

南部町福祉事務所

TEL 66-5522

FAX 66-5523